

## 企画専門委員会の廃止について

中央環境審議会水環境部会に設置している専門委員会のうち、専門の事項に係る調査が終了したため、以下の専門委員会を廃止することとする。

### 企画専門委員会

よって、平成13年9月27日付け水環境部会決定（最終改正：平成23年7月22日）「中央環境審議会水環境部会の専門委員会の設置について」を別紙案のとおり改正する。

(別紙)

中央環境審議会水環境部会の専門委員会の設置について（案）

平成 13 年 9 月 27 日水環境部会決定

平成 13 年 12 月 25 日改正      平成 14 年 8 月 29 日改正

平成 14 年 11 月 29 日改正      平成 15 年 2 月 28 日改正

平成 16 年 2 月 26 日改正      平成 16 年 8 月 27 日改正

平成 16 年 10 月 14 日改正      平成 19 年 4 月 18 日改正

平成 20 年 6 月 17 日改正      平成 21 年 2 月 26 日改正

平成 21 年 9 月 15 日改正      平成 22 年 3 月 31 日改正

平成 22 年 8 月 25 日改正      平成 23 年 7 月 22 日改正

平成 25 年 1 月 6 日改正      平成 25 年 月 日改正

1. 中央環境審議会水環境部会に次の専門委員会を置く。
  - (1) 環境基準健康項目専門委員会
  - (2) 水生生物保全環境基準類型指定専門委員会
  - (3) 陸域環境基準専門委員会
  - (4) 排水規制等専門委員会
  - (5) 水生生物保全環境基準専門委員会
2. 環境基準健康項目専門委員会においては、水質の汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の設定及び改定に関する専門的事項を調査する。
3. 水生生物保全環境基準類型指定専門委員会においては、水生生物保全環境基準の水域類型の指定等に関する専門的事項を調査する。
4. 陸域環境基準専門委員会においては、陸域の水質の汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定等に関する専門的事項を調査する。
5. 排水規制等専門委員会においては、排水基準の設定その他の排水規制及び地下浸透規制等並びに事故時の措置に関する専門的事項を調査する。
6. 水生生物保全環境基準専門委員会においては、水生生物の保全に係る水質環境基準に関する専門的事項を調査する。
7. 専門委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は部会長が指名する。

(参考)

## ○企画専門委員会について

企画専門委員会は、中央環境審議会議事運営規則（平成24年11月19日中央環境審議会決定）附則第二条第2項に基づき、平成25年1月6日をもって中央環境審議会水環境部会に置かれるとみなされることとなった、瀬戸内海部会企画専門委員会である。

## ○中央環境審議会議事運営規則

（平成24年11月19日中央環境審議会決定）

（省略）

附則（平成二十四年十一月十九日）

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十五年一月六日から施行する。

（経過措置）

第二条 （省略）

2 この規則の施行の際現に廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、石綿健康被害判定部会又は瀬戸内海部会に置かれていた第八条第一項の小委員会若しくは第九条第一項の専門委員会は、施行日に、廃棄物・リサイクル部会又は循環型計画部会に置かれた小委員会若しくは専門委員会にあっては循環型社会部会に、石綿健康被害判定部会に置かれた小委員会にあっては環境保健部会に、瀬戸内海部会に置かれた専門委員会にあっては水環境部会に置かれた小委員会又は専門委員会とみなす。

# 瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と 環境保全・再生の在り方について(答申)の概要

## 第1章 現状と課題

### 瀬戸内法の 理念

『わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものである』

### 瀬戸内海の 3つの価値

「庭」  
景観、憩いの場、生物生息場

「畑」  
高い生物生産性

「道」  
ヒトとモノが行き交う海の道

### これまでの 施策の 経緯

昭和40年代

～瀬死の海～

- ・年間300回に及ぶ赤潮の発生
- ・水産被害の発生
- ・大規模な重油流出事故の発生

昭和50年頃～

瀬戸内法制定

- ・環境保全基本計画策定
- ・総量削減の実施
- ・埋立の基本方針

平成12年～

環境保全基本計画改定

- ・保全型施策の充実
- ・失われた良好な環境の回復

### 環境の変遷と課題

- 〔水質〕 一定の改善 → 赤潮や貧栄養など海域ごと季節ごとに抱える課題  
 〔底質〕 底質悪化や海底改変に一定の歯止め → 湾奥などに汚濁物質が蓄積  
 〔藻場・干潟等〕 埋立により消失した藻場・干潟の再生や未利用地の活用が課題  
 〔景観〕 島嶼景観の劣化、自然海岸の人工護岸化、漂流・漂着ごみ  
 〔新たな課題〕 生物多様性・生物生産性の劣化、海水温上昇による漁業への影響

### 新たな流れ

- ・第四次環境基本計画策定
- ・生物多様性基本法制定
- ・海洋生物多様性保全戦略策定
- ・海洋基本法制定

## 第2章 今後の目指すべき将来像

豊かな生態系サービスを将来にわたり享受し、生物が生息していけるよう  
**3つの多面的価値・機能が最大限に発揮された『豊かな瀬戸内海』**  
 ⇒湾・灘等の規模で**海域の状況や特性に応じた『豊かな海』**

豊かな瀬戸内海の  
望ましいイメージ

- 美しい海
- ◆多様な生物が生息できる海
- 賑わいのある海

## 第3章 環境保全・再生の基本的考え方

1. 湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理
2. 土砂供給にも着目し、負荷量削減と組み合わせた底質環境の改善
3. 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出
4. 自然と暮らしや賑わいと調和を図る自然景観及び文化的景観の保全
5. 共通的事項
  - ・森・里・川・海のつながりを考慮した地域における里海づくり
  - ・科学的データの蓄積及び順応的管理のプロセスの導入

豊かな瀬戸内海への対応

- ⇒ (●, ◆)
- ⇒ (●, ◆)
- ⇒ (●, ◆)
- ⇒ (●, ◆, ■)
- ⇒ (●, ◆, ■)
- ⇒ (●, ◆)

## 第4章 今後の環境保全・再生施策の展開

### 〔基本的な考え方に基づく重点的取組〕

1. ⇒ 栄養塩と生物多様性・生物生産性との関係に係る知見の集積・目標の設定、栄養塩濃度レベルの管理 他
2. ⇒ 新たな環境基準項目への対応、底質改善対策・窪地対策の推進
3. ⇒ 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出、海砂利採取や海面埋立の厳格な規制及び代償措置  
未利用地の活用、環境配慮型構造物の導入
4. ⇒ 瀬戸内海に特有な景観の保全、エコツーリズムの推進、海とのふれあいの創出

### 〔その他の重要な取組〕

- ・気候変動への適応
- ・海洋ごみ対策
- ・持続可能な水産資源管理の推進
- ・沿岸防災と環境保全の調和

### 〔推進方策〕

- ・瀬戸内海に係る計画及び法制度の点検・見直し
- ・評価指標の設定
- ・役割の明確化
- ・より幅広い主体の参画・協働の促進
- ・国内外への情報発信の充実
- ・環境教育・学習の推進
- ・モニタリング・調査・研究、技術開発の推進